

第 2 0 0 期中間決算公告

平成 1 9 年 1 2 月 1 4 日

住 所	秋田市中通三丁目 1 番 4 1 号
株 式 会 社	北 都 銀 行
取締役頭取	加 賀 谷 武 夫

中間貸借対照表（平成１９年９月３０日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	21,622	預 金	1,063,746
コ - ル ロ - ン	111,000	譲 渡 性 預 金	20,108
買 入 金 銭 債 権	3,250	コ - ル マ ネ -	57
商 品 有 価 証 券	978	外 国 為 替	3
金 銭 の 信 託	5,979	社 債	12,000
有 価 証 券	252,088	そ の 他 負 債	7,404
貸 出 金	729,803	賞 与 引 当 金	399
外 国 為 替	674	退 職 給 付 引 当 金	5,328
そ の 他 資 産	7,120	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	158
有 形 固 定 資 産	15,685	睡 眠 預 金 払 戻 引 当 金	138
無 形 固 定 資 産	73	再評価に係る繰延税金負債	1,900
繰 延 税 金 資 産	11,372	支 払 承 諾	12,855
支 払 承 諾 見 返	12,855	負 債 の 部 合 計	1,124,103
貸 倒 引 当 金	18,613	（ 純 資 産 の 部 ）	
		資 本 金	12,669
		資 本 剰 余 金	8,135
		資 本 準 備 金	8,135
		利 益 剰 余 金	7,516
		利 益 準 備 金	3,748
		そ の 他 利 益 剰 余 金	3,768
		別 途 積 立 金	1,600
		繰 越 利 益 剰 余 金	2,168
		自 己 株 式	66
		株 主 資 本 合 計	28,255
		その他有価証券評価差額金	828
		土 地 再 評 価 差 額 金	2,361
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	1,533
		純資産の部合計	29,788
資 産 の 部 合 計	1,153,891	負債及び純資産の部合計	1,153,891

中間損益計算書

〔平成19年 4 月 1 日から
平成19年 9 月30日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		15,217
資 金 運 用 収 益	10,199	
(うち貸出金利息)	(8,126)	
(うち有価証券利息配当金)	(1,803)	
役 務 取 引 等 収 益	2,036	
そ の 他 業 務 収 益	1,737	
そ の 他 経 常 収 益	1,243	
経 常 費 用		14,402
資 金 調 達 費 用	1,480	
(うち預金利息)	(1,284)	
役 務 取 引 等 費 用	560	
そ の 他 業 務 費 用	1,430	
営 業 経 費	8,545	
そ の 他 経 常 費 用	2,384	
経 常 利 益		814
特 別 利 益		310
特 別 損 失		414
税 引 前 中 間 純 利 益		710
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		1,090
法 人 税 等 調 整 額		846
中 間 純 利 益		466

1. 中間貸借対照表の注記

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

3. 有価証券の評価は、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

4. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

5. 有形固定資産の減価償却は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 6年～30年

動 産 4年～20年

なお、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更による損益に与える影響は軽微であります。

また、当中間期より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。

7. 外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

8. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は10,956百万円であります。

9. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

10. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から損益処理

11. 従来、役員退職慰労金は、支出時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日。以下「監査・保証実務委員会報告第42号」という。）が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当中間期から同報告を適用し、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。

これにより、従来の方法に比べ、営業経費は15百万円減少し、特別損失は173百万円増加し、経常利益は15百万円増加し、税引前中間純利益は158百万円減少しております。

12. 従来、一定の要件を満たし利益計上した睡眠預金については、払戻時に費用処理をしておりましたが、監査・保証実務委員会報告第42号が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当中間期から同報告を適用し、将来の払戻に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を睡眠預金払戻引当金として計上しております。
これにより、従来の方法に比べ、その他経常費用は 40百万円減少し、特別損失は 179百万円増加し、経常利益は 40百万円増加し、税引前中間純利益は 138百万円減少しております。
13. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
14. 消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。
ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。
15. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額
29 百万円
16. 関係会社の株式及び出資総額
1,672 百万円
17. 有形固定資産の減価償却累計額
24,595 百万円
18. 有形固定資産の圧縮記帳額
1,187 百万円
19. 貸出金のうち、破綻先債権額は 1,368百万円、延滞債権額は 36,574百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
20. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は 460百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
21. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 16,204百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
22. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 54,607百万円であります。
なお、19.から22.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
23. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 9,663百万円であります。
24. 住宅ローン債権証券化により、信託譲渡をした貸出金元本の当中間期末残高は、20,516百万円であります。なお、当行は劣後受益権 7,885百万円を継続保有し、「貸出金」中の証書貸付に 6,785百万円、現金準備金として「現金預け金」中の預け金に 1,100百万円を計上しております。
25. 担保に供している資産は次のとおりであります。
為替決済、日銀代理店等の取引の担保として、有価証券 51,226百万円及び現金預け金 8百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち保証金は 124百万円であります。
26. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日
平成11年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に合理的な調整を行って算定。

27. 社債は劣後特約付社債であります。

28. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は2,270百万円であります。

なお、当該保証債務に係る支払承諾および支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正されたことに伴い、相殺しております。

前中間期において上記相殺を行った場合は、前中間期末の支払承諾および支払承諾見返はそれぞれ2,020百万円減少します。

29. 1株当たりの純資産額 201円 08銭

30. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株式	16,891	20,849	3,957
債券	166,433	162,216	4,217
国債	96,397	92,221	4,176
地方債	47,260	47,289	29
社債	22,775	22,705	69
その他	68,174	67,044	1,129
合計	251,499	250,110	1,389

なお、上記の評価差額に繰延税金資産 561百万円を加えた額 828百万円を、「その他有価証券評価差額金」として計上しております。

31. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	中間貸借対照表計上額(百万円)
子会社・子法人等株式	
子会社・子法人等株式	1,494
その他有価証券	
非上場株式	483

32. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、234,865百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが234,865百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（主に半年毎に）予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

33. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	10,313 百万円
退職給付引当金	2,152
減価償却	1,363
その他有価証券評価差額金	561
その他	761
繰延税金資産小計	15,152
評価性引当額	3,779
繰延税金資産合計	11,372
繰延税金資産の純額	11,372 百万円

34. 「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）及び「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され（平成19年6月15日付及び同7月4日付）、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間期から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

35. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率（国内基準） 9.13%

2. 中間損益計算書の注記

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり中間純利益金額 3円 14銭

3. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 1,787百万円を含んでおります。

4. 「特別利益」には、償却債権取立益 309百万円を含んでおります。

5. 「特別損失」には、睡眠預金払戻引当金のうち当中間会計期間の期首に計上すべき過年度相当額 179百万円、及び役員退職慰労引当金のうち当中間会計期間の期首に計上すべき過年度相当額 173百万円を含んでおります。

中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 7 社
会社名

北都総研株式会社
北都銀ビジネスサービス株式会社
株式会社北都情報システムズ
株式会社北都カードサービス
株式会社北都クレジット
株式会社北都ベンチャーキャピタル
北都チャレンジファンド1号投資事業組合

非連結の子会社及び子法人等
該当ありません

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等
該当ありません

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等
該当ありません

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

6 月末日	1 社
9 月末日	6 社

連結される子会社及び子法人等は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。

中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

(4) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、5 年間の均等償却を行っております。

中間連結貸借対照表（平成１９年９月３０日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	21,657	預 金	1,062,046
コールローン及び買入手形	111,000	譲 渡 性 預 金	18,788
買 入 金 銭 債 権	3,709	コールマネー及び売渡手形	57
商 品 有 価 証 券	978	外 国 為 替	3
金 銭 の 信 託	5,979	社 債	12,000
有 価 証 券	250,470	そ の 他 負 債	10,149
貸 出 金	730,109	賞 与 引 当 金	429
外 国 為 替	674	退 職 給 付 引 当 金	5,420
そ の 他 資 産	8,444	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	181
有 形 固 定 資 産	17,089	睡 眠 預 金 払 戻 引 当 金	138
無 形 固 定 資 産	97	再評価に係る繰延税金負債	1,900
繰 延 税 金 資 産	11,903	支 払 承 諾	12,855
支 払 承 諾 見 返	12,855	負 債 の 部 合 計	1,123,972
貸 倒 引 当 金	19,324	（ 純 資 産 の 部 ）	
		資 本 金	12,669
		資 本 剰 余 金	8,135
		利 益 剰 余 金	8,327
		自 己 株 式	66
		株 主 資 本 合 計	29,066
		その他有価証券評価差額金	828
		土 地 再 評 価 差 額 金	2,361
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	1,533
		少 数 株 主 持 分	1,074
		純資産の部合計	31,673
資 産 の 部 合 計	1,155,646	負債及び純資産の部合計	1,155,646

中間連結損益計算書

〔 平成19年 4 月 1 日から
平成19年 9 月30日まで 〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	16,121
資 金 運 用 収 益	10,329
(うち貸出金利息)	(8,255)
(うち有価証券利息配当金)	(1,803)
役 務 取 引 等 収 益	2,277
そ の 他 業 務 収 益	2,258
そ の 他 経 常 収 益	1,256
経 常 費 用	15,415
資 金 調 達 費 用	1,477
(うち預金利息)	(1,282)
役 務 取 引 等 費 用	496
そ の 他 業 務 費 用	1,617
営 業 経 費	9,098
そ の 他 経 常 費 用	2,726
経 常 利 益	706
特 別 利 益	348
特 別 損 失	434
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益	620
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,198
法 人 税 等 調 整 額	964
少 数 株 主 損 失	18
中 間 純 利 益	406

1. 中間連結貸借対照表の注記

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

3. 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

4. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

5. 当行の有形固定資産の減価償却は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	6 年～30 年
動 産	4 年～20 年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、主として定額法により償却しております。

なお、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更による損益に与える影響は軽微であります。

また、当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。

7. 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等は外貨建資産・負債を保有しておりません。

8. 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は10,956百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

9. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

10. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から損益処理

11. 従来、役員退職慰労金は、支出時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日。以下「監査・保証実務委員会報告第42号」という。）が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当中間連結会計期間から同報告を適用し、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。

これにより、従来の方法に比べ、営業経費は11百万円減少し、特別損失は193百万円増加し、経常利益は11百万円増加し、税金等調整前中間純利益は181百万円減少しております。

12. 従来、一定の要件を満たし利益計上した睡眠預金については、払戻時に費用処理をしておりましたが、監査・保証実務委員会報告第42号が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当中間連結会計期間から同報告を適用し、将来の払戻に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を睡眠預金払戻引当金として計上しております。
これにより、従来の方法に比べ、その他経常費用は40百万円減少し、特別損失は179百万円増加し、経常利益は40百万円増加し、税金等調整前中間純利益は138百万円減少しております。
13. 当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
14. 当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
15. 当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額
29 百万円
16. 有形固定資産の減価償却累計額
25,019 百万円
17. 有形固定資産の圧縮記帳額
1,196 百万円
18. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,368百万円、延滞債権額は36,574百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
19. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は464百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
20. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は16,228百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
21. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は54,635百万円であります。
なお、18.から21.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
22. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は9,663百万円であります。
23. 住宅ローン債権証券化により、信託譲渡をした貸出金元本の当中間連結会計期間末残高は、20,516百万円であります。なお、当行は劣後受益権7,885百万円を継続保有し、「貸出金」中の証書貸付に6,785百万円、現金準備金として「現金預け金」中の預け金に1,100百万円を計上しております。
24. 担保に供している資産は次のとおりであります。
為替決済、日銀代理店等の取引の担保として、有価証券51,226百万円及び現金預け金8百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち保証金は181百万円であります。
25. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日
平成11年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に合理的な調整を行って算定。
26. 社債は劣後特約付社債であります。

27. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は2,270百万円であります。

なお、当該保証債務に係る支払承諾および支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正されたことに伴い、相殺しております。

前中間連結会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間連結会計期間末の支払承諾および支払承諾見返はそれぞれ2,020百万円減少します。

28. 1株当たりの純資産額 206 円 56 銭

29. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株式	16,891	20,849	3,957
債券	166,433	162,216	4,217
国債	96,397	92,221	4,176
地方債	47,260	47,289	29
社債	22,775	22,705	69
その他	67,995	66,866	1,129
合計	251,321	249,931	1,389

なお、上記の評価差額に繰延税金資産561百万円を加えた額828百万円を、「その他有価証券評価差額金」として計上しております。

30. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間連結貸借対照表計上額(百万円)
その他有価証券 非上場株式	538

31. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、244,145百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが244,145百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（主に半年毎に）予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

32. 「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）及び「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され（平成19年6月15日付及び同7月4日付）、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

33. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準） 9.42%

2. 中間連結損益計算書の注記

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり中間純利益金額 2円74銭

3. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 2,103百万円を含んでおります。

4. 「特別利益」には、償却債権取立益 348百万円を含んでおります。

5. 「特別損失」には、役員退職慰労引当金のうち当中間連結会計期間の期首に計上すべき過年度相当額 193百万円、及び睡眠預金払戻引当金のうち当中間連結会計期間の期首に計上すべき過年度相当額 179百万円を含んでおります。